

様式第5（第10条第2項関係）

表 面	
6 セ ン チ メ ー ト ル	8 センチメートル
第 号 産業標準化法第64条第1項及び第73条の 規定による立入検査を行う独立行政法人製品 評価技術基盤機構の職員の身分証明書	
4 セ ン チ メ ー ト ル	3 センチメートル
写    真	所 属 氏 名  押 出 年 月 日 生 ス タ 年 月 日 発 行 タ ン プ 独立行政法人  製品評価技術基盤機構理事長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

裏 面	
産業標準化法（昭和24年法律第185号） （抄）	
第 2 9 条	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第 6 4 条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2	第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第 7 3 条	主務大臣（前条第3項及び第4項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に

限る。次条から第7条第6項までにおい、て同じ。)  
は、機第5条か第5条第7条第6項の登録の事  
務、用第9条第1項(第6項)の登録の事  
準第5条第1項(第6項)の登録の事  
事第6条第2項(第7項)の登録の事  
規第6条第3項(第7項)の登録の事  
定第6条第4項(第7項)の登録の事  
含第6条第5項(第7項)の登録の事  
、第6条第6項(第7項)の登録の事  
事第6条第7項(第7項)の登録の事  
立第6条第8項(第7項)の登録の事  
録第6条第9項(第7項)の登録の事  
の第6条第10項(第7項)の登録の事  
取第6条第11項(第7項)の登録の事  
る第6条第12項(第7項)の登録の事  
よ第6条第13項(第7項)の登録の事  
よ第6条第14項(第7項)の登録の事  
に第6条第15項(第7項)の登録の事  
8第6条第16項(第7項)の登録の事  
3第6条第17項(第7項)の登録の事  
二第6条第18項(第7項)の登録の事  
項第6条第19項(第7項)の登録の事  
1第6条第20項(第7項)の登録の事  
の第6条第21項(第7項)の登録の事  
拒第6条第22項(第7項)の登録の事